

IV 訴え

Introduction

第2 確認の訴え

確認の訴えは、確認判決を求める訴えであり、確認の対象が無制限に拡大してしまうため、裁判所で取り扱う訴訟を絞る必要がある¹。そこで、確認の訴えは、紛争の抜本的解決に資するものに限って認めることされ、「確認の利益」が認められなければ却下される。

確認の利益を判断する観点として、①方法選択の適否、②対象選択の適否、③即時確定の利益が挙げられる（この三つは要件ではないことに注意）²。

①確認の訴えに依ることが適切かという観点³

②紛争解決の観点から確認対象が適切かという観点⁴

③自己の権利法律関係に不安危険が生じており、その不安危険が現実的なものであるかという観点⁵

確認の利益は、この三つの観点をを用いつつ、その訴えが当事者間の紛争解決に資するかどうかをチェックすればそれで足りる。

Case Study

1. 相続関連（23～26 事件）

(1) 事案の整理

23 事件…A 死亡、相続人は X ら及び Y ら。しかし、A は生前に全財産を共同相続人の一人である Y のみに与える旨の遺言。そこで、X らは当該遺言が無効であることの確認を求める訴えを提起した。

24 事件…A 死亡、相続人は X 外 9 名と Y 1、Y 2、遺産内容は 11 件の土地及び建物。これら 11 件の不動産の所有権登記が移転されていたため、X は同物件らが遺産に属することの確認を求める訴えを提起した。

25 事件…A 死亡、相続人は子 X 及び Y。X 及び Y は A から特別受益財産を譲り受けており、そこで X は、Y の具体的相続分の確認を求める訴えを提起した。

26 事件…Y 1 は甥である Y 2 に土地の共有持分を遺贈する遺言作成。その後、Y 1 は認知症になり後見開始。そこで、同人の養子である X は Y 1 及び Y 2 に対して本件遺言無効確認の訴えを提起した。

¹ 和田 P33 (2) 参照

² 高橋上 P363

³ 和田 P146

⁴ 同 P148

⁵ 同 P155

(2) 考え方

形式的には過去の法律関係や単なる事実の確認を求める訴えであっても、当該事実を確定させることで、「当事者間の紛争を抜本的に解決することが出来る場合」には確認の利益が認められる。

ア 肯定された事件

- ・「遺言が有効であるとすれば、それから生ずべき現在の特定の法律関係が存在しないこととの確認を求めるものと解される場合……適法として許容される。」（23 事件）

→亡Aは複数財産をYに遺しているところ、本訴えが許されなければその一つ一つに共有墓地分確認の訴え等をしていくことになる。一方で、本訴えならば、遺言が無効となったことで、亡Aの財産は全て共同相続人間で共有する遺産ということになるから、その後続く遺産分割手続と併せて、たった一つの訴訟で紛争を解決できる⁶。

- ・「遺産確認の訴えは……当該財産が遺産分割の対象たる財産であることを既判力を持って確定し、したがってこれに続く遺産分割審判の手続において及びその審判確定後に当該財産の遺産帰属性を争うことを許さ」ない（24 事件）。

→遺産帰属性が争われた事案について、遺産が共同相続人間の共有関係にあるとして単に共有持分確認の訴えを提起し勝訴しても、「当該財産につき右共有持分を有することを既判力をもって確定するにとどまり……のちの民事訴訟における裁判により当該財産の遺産帰属性が否定され、ひいては右審判（遺産分割審判）の効力を失うこととなる余地がある」。そのため、遺産帰属性を既判力をもって確定させ、遺産分割審判後に紛争を蒸し返されないようにするためには、本訴えによる必要がある⁷。

イ 否定された事件

- ・「具体的相続分は……それ自体を実体法上の権利関係であるということはできず……（遺産分割等の）前提問題として審理判断される事項であり、右のような事件を離れて、これのみを別個独立に判決によって確認すること」は必要でない（25 事件）。

→具体的相続分が決まったとしても、そこから遺産分割までの間に寄与分や特別受益が新たに認定され、実際の相続分は更に変動する。そのため、具体的相続分を確定したところで、相続人間での紛争解決にはなんら資さない（ある時点での具体的相続分を決定したところで何ら意味がない）。

⁶ 具体的には同事件解説1を見よ

⁷ 同事件解説3

- ・「遺言者の生存中は遺贈を定めた遺言によって何らの法律関係も発生しない……（受遺者とされた者は）単に将来遺言が効力を生じたときは遺贈の目的物である権利を取得することができる事実上の期待を有する地位にあるにすぎない。」

→そもそも、本訴えが認容されたところで、推定相続人間で新たに法律関係が変動するものではない。そのため、紛争解決に何ら資さない。

（本事例は、紛争の対象となっている財産が土地一個のみである。そのため、仮に 23 事件のように Y 1 死後に遺言無効確認の訴えを提起しても、迂遠であるとされる恐れアリ。）

2. 敷金返還請求権の確認請求（27 事件）

「建物賃貸借における敷金返還請求権は……賃貸借契約終了前においても、このような条件付き権利として存在するものといえることができる」

→対象選択の適否肯定

「本件では、Y は、X の主張する敷金交付の事実を争って、敷金の返還義務を負わないと主張しているのであるから……即時確定の利益があるといえる」

→敷金の残額が実際に返還されるのは賃貸借契約終了後であるところ、そもそも敷金返還の基礎となる敷金交付それ自体が争いになっている点を強調して即時確定の利益を肯定している。すなわち、現時点で敷金交付を争っているのであるから、賃貸借契約終了後に敷金の返還を巡って紛争が生じることは明らかであり、敷金返還を受けなくなるという X の不安危険は現実的なものであるということ⁸。

3. 債務不存在確認訴訟（29、76 事件） ※142 条未学習の場合先に本稿第 5 を学習のこと

(1) 事案及び訴訟物（29 事件）

ア 事案

債務不存在確認請求訴訟が提起

→被告が同一債権債務関係に基づく給付請求の反訴を提起

イ 前提として債務不存在確認訴訟の訴訟物について（76 事件）⁹

「本件請求の趣旨および請求の原因ならびに本件一件記録によると、上告人らが本件訴訟において本件貸金債務について不存在の確認を求めている申立の範囲（訴訟物）は……残存することを自認する金一四万六、四六五円を本件貸金債権金一一〇万円から控除し

⁸ 同事件解説 3

⁹ 百選 76 事件解説 1 参照

た残額金九万三、五三五円の債務額の不存在の確認である。

→債務不存在確認請求の訴訟物は、債権自体ということ（給付請求の場合と同一）判旨にもある通り、訴訟物は自認部分を除いた債権全体であることに注意（ということは、後訴で自認部分について不存在確認請求することは信義則に反して許されない（80事件参照）¹⁰）

※なお、単に債務不存在確認請求の請求が特定されているか聞かれた場合、「請求の趣旨および請求の原因」を斟酌して特定の可否を判断すればよい。

(2) 考え方

「上記保険金支払債務の不存在確認請求に係る訴えについては、第3事件の上告人らの平成7年契約に基づく保険金等の支払を求める反訴が提起されている以上、もはや確認の利益を認めることはできない」

→債務不存在確認請求訴訟に対して、反訴として給付請求が立てられた場合は訴えの利益喪失

<フローチャート>

1. 給付請求が別訴で行われた場合

当事者及び訴訟物の同一性を肯定し訴え却下（142条）¹¹

2. 反訴で行われた場合

(1) そもそも反訴提起は重複訴訟禁止に反して許されないのではないかな？

（142条の趣旨三つを紹介し、）反訴の場合弁論が分離されることはおよそあり得ず、同一の手続内で審理判断されるため矛盾判断はおろか訴訟経済にも反しない。そうだとすれば、同条の「更に訴えを提起することができない」とは、別訴提起をいい、反訴提起は含まれないといえる¹²。そのため、142条違反とならない。

※手形訴訟の場合、手続の特殊性に基づき別訴提起を認める裁判例アリ（37事件）

※反訴提起自体の適法性について、控訴審段階で行われた場合は別途審級の利益も論じなければならない（もっとも、そもそも訴訟物が同一であり、審理判断対象が同一債権の存否であったのだから、不適法とされる謂れはない。（本事件解説3の第3段落をよく読んでおくこと））

(2) 確認請求訴訟の認容判決には執行力が認められない点で紛争解決機能に乏しい（すなわち、原告敗訴の場合、債権者（被告）が強制執行することができない）ことを指摘。そして、反訴請求は給付請求訴訟であるから、勝訴判決に執行力が認められる。

そうだとすれば、両訴は審理判断の対象が同一債権債務関係である以上、給付請求訴訟が提起された時点で、不存在確認訴訟についてはもはや審判する必要性は失われたとい

¹⁰ 同事件解説3

¹¹ 百選29事件解説3

¹² 高橋上 P124

え、同訴訟は確認の利益を欠いたといえ訴え却下される¹³。

※立証責任との関係で債務不存在確認請求の攻撃的性格に留意

Tips

(そもそも、確認の訴えは裁判所に対して確認を求める訴えである以上対象が無限に拡大する。更に、同訴えは、給付の訴えと異なり執行力を有さないため、紛争解決機能に乏しい。そのため、) 確認の訴えは、確認の利益が認められない限り却下されるといえる。そして、確認の利益は、当該確認の訴えが当事者間の紛争の抜本的解決に資するといえる場合に認められる。その判断は、i 対象選択の適否、ii 方法選択の適否、iii 即時確定の利益という観点から行う。

(以下、i、ii、iiiの意義を明らかにした後に、あてはめ)

※確認の利益は上記判例を参考に事例判断するよりないと思われる。難しい事案の方向性としては、「たしかにi、iiは弱い、しかしiiiが強い」という形で即時確定の利益を強調して確認の利益を肯定してあげることによって判例に則っていることをアピールできる。

¹³ 同事件解説5